

岩見沢市栗沢工芸館条例施行規則を廃止する規則の概要

第 1 廃止の趣旨

岩見沢市栗沢工芸館条例の廃止（令和 8 年条例第 1 3 号）に伴い、同条例施行規則の廃止を行う。

第 2 廃止の内容

岩見沢市栗沢工芸館条例施行規則の廃止

第 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

岩見沢市規則第18号

岩見沢市栗沢工芸館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市栗沢工芸館条例施行規則を廃止する規則

岩見沢市栗沢工芸館条例施行規則（平成18年規則第18号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。